



Press Release
報道関係者各位

令和4年3月22日

小山町経済産業部・都市基盤部

平成28年（行ウ）第29号処分等差止請求事件及び
平成30年（行ウ）第6号違法確認請求事件の判決の言渡しについて

1 概要

- 両事件は、町民の方の住民監査請求に対する監査結果を不服とし、数名の町民の方が原告となり、町に対して、町が推進する事業において取得した土地の譲渡等の処分等を差し止めるとともに、処分を行った当時の町長に対し、町が損害賠償を請求するよう求め、さらに処分した土地の登記名義人の回復を町が怠っていることが違法であることを確認するとともに、当時の町長に対し、談合による損害額等の支払いを請求するよう求めた住民訴訟がありました。
- 両事件は、令和4年2月4日に結審し、2月18日に静岡地方裁判所にて次のとおり判決の言渡しがありました。

2 主文

- 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は、両事件を通じてこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余は原告らの負担とする。

併せて、次のとおり町長コメントを発出する。

原告らの請求はいずれも棄却されたので、町として控訴等は考えておりません。

訴訟費用の一部を負担することとなり、判決理由においていくつかの指摘がありましたので、今後の町政運営の参考としたいと考えております。

【問い合わせ先】
経済産業部・都市基盤部
電話 0550-76-6104

令和4年3月25日

小山町企画総務部

平成28年（行ウ）第29号処分等差止請求事件及び
平成30年（行ウ）第6号違法確認請求事件の判決にかかる補足説明

1 概要

- 両事件は、町民の方が原告となり、町に対し、町が取得した土地の譲渡等の処分等を差し止めるとともに、処分を行った当時の町長に対し、町が損害賠償を求め、さらに処分した土地の登記名義人の回復を町が怠っていることが違法であることを確認するとともに、当時の町長に対し、談合による損害額等を請求するよう求めた住民訴訟です。令和4年2月4日に結審し、3月18日、静岡地方裁判所にて判決が言渡されました。
- 町は勝訴いたしましたが、裁判費用の負担を求められています。

2 判決の主文

- 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は、両事件を通じてこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余は原告らの負担とする。

3 原告の請求に対する静岡地方裁判所の判断

- 町に対し、町が推進する事業において取得した土地の譲渡等の処分等を差し止めることを求める事。 →理由がない
- 処分を行った当時の町長に対し、町が損害賠償を請求することを求める事。 →理由がない
- 処分した土地の登記名義人の回復を町が怠っていることが違法であることを確認すること。 →理由がない
- 当時の町長に対し、談合による損害賠償等の支払をするよう町に求める事。 →理由がない

4 補足

- 判決理由における指摘事項については、弁護士への相談を含め検討中です。
- 裁判費用の一部を町に負担させるのが相当とし、静岡地方裁判所から上記2記載のとおり、訴訟費用の2分の1の負担のみ求められました。
- なお、訴訟費用の負担額については、裁判所からの請求により確定しますが、3万円程度と予測しており、額が確定次第速やかにお伝えします。